自転車の交通ルールが変わりました。

平成25年12月に道路交通法が一部改正され、自転車に関する規定が新たに設けられました。

《詳細》地域生活課 ☎25-2380

主な改正内容

基準外のブレーキはその場で検査されます

警察官は、基準に適合するブレーキを備えていない自転車が通行しているときは、停止させて検査できるようになりました。ブレーキの整備不良やブレーキ装置がないことなどが確認された場合、応急措置をとることや、自転車を運転しないように命じることができます。検査拒否や応急措置命令等に違反した場合、5万円以下の罰金が科せられます。

自転車は左側通行です

自転車などの軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側の路側帯に限ることになりました。右側の路側帯を通行した場合は、通行区分違反として、3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられます。

※「自転車が歩道を通ることができる」標識・標示がある場合や、道路工事、駐車する車が多いとき、小学生以下と70歳以上の人は、歩道を通ることができます。

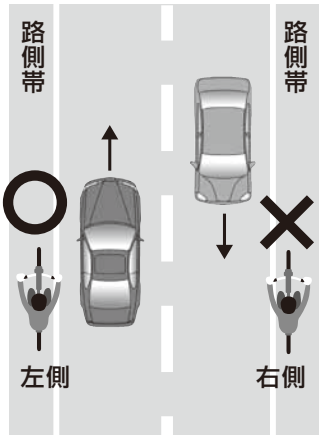

守りましょう『自転車安全利用五則』

①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
◆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
◆夜間はライトを点灯
◆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
⑤子どもはヘルメットを着用

【自転車安全チェック】

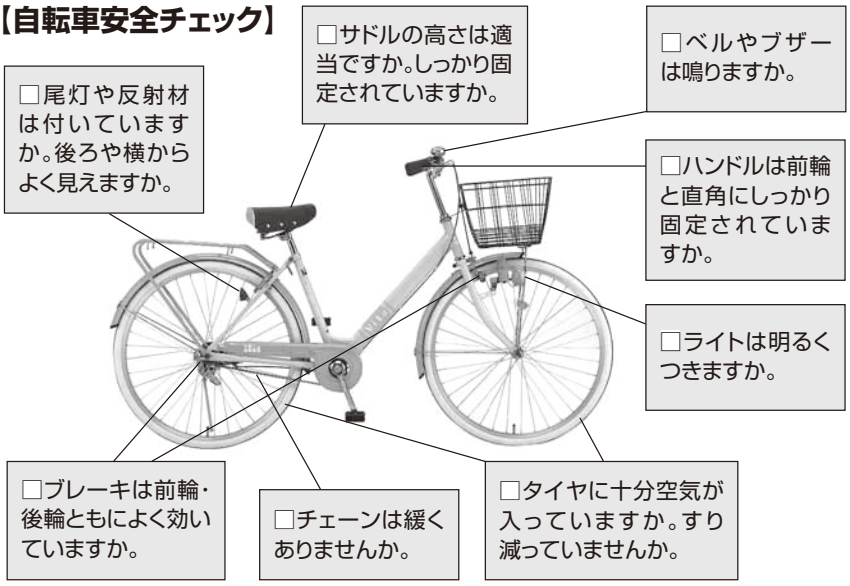

自転車を安全に乗るために、1年に1度は点検・整備をしましょう!

※チェック項目を点検し、支障がある場合は、調整・修理してから使用してください。

交通安全指導員を募集
地域の子どもを交通事故から守りませんか?

室蘭市交通安全指導員会では、小学校などの通学区における交通安全指導の実施や、交通安全運動期間の啓発活動を行っています。指導員になるには、地域の町内会や自治会からの推薦が必要です。

《詳細》地域生活課 ☎25-2380

毎月15日は「交通安全ひと声運動の日」です

「いってらっしゃい。交通事故には気を付けてね」「帰りが遅くなるなら、夜光反射材を付けてね」など、ちょっとしたひと声で、悲惨な交通事故を防ぐ運動を推進しています。毎月15日は、積極的に交通安全を呼び掛けましょう。